

○湖南省議会政務活動費の交付に関する規則

平成16年10月1日

規則第1号

改正 平成25年3月1日議会規則第1号

平成28年3月14日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖南省議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年湖南省条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は議員は、政務活動費交付申請書（様式第1号）により毎年度4月20日までに、市長に申請しなければならない。

2 年度の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は一般選挙及び補欠選挙に当選し議員となったとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）、若しくは議員が会派から脱会したときは、前項の申請は、当該会派が結成された日又は当該議員の任期開始の日若しくは当該議員が会派から脱会した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当該月）20日までにしなければならない。

3 会派の代表者は、前2項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、政務活動費交付申請異動届（様式第2号）により速やかに、市長に届け出なければならない。

(交付額の決定及び変更)

第3条 市長は、前条第1項若しくは第2項の申請を受けたとき、又は前条第3項の届出を受けたときは、速やかに、条例第3条又は第4条の規定により交付すべき政務活動費の額を決定し、又は変更しなければならない。

2 市長は、前項の規定により議員に交付すべき政務活動費の額を決定した後、当該議員が年度の途中において辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなったとき、又は会派に所属したときは、当該議員に交付すべき政務活動費の額を変更するものとする。

3 市長は、前2項の規定により交付すべき政務活動費の額を決定し、又は変更したときは、政務活動費交付額決定（変更）通知書（様式第3号）により速やかに、当該政務活動費の交付を受けるべき会派の代表者又は議員に対し、交付すべき当該政務活動費の額を通知しなければならない。

(交付請求及び交付)

第4条 会派の代表者又は議員は、前条第3項の通知を受けたときは、当該年度に交付を受けるべき政務活動費のうち、上半期（4月から9月まで）に係るものについては4月30日までに、下半期（10月から翌年3月まで）に係るものについては10月31日までに（第2条第3項の申請により当該通知を受けた会派の代表者又は議員は、当該申請をした月の末日までに）、それぞれ当該半期に属する月数分の政務活動費の交付を、政務活動費交付請求書（様式第4号）により市長に請求するものとする。ただし、半期の途中において議員の任期が満了するときは、任期満了日が属する月までの月数分の政務活動費の交付を請求するものとする。なお、上半期の途中において会派の議員数に異動が生じたときは、交付を受けるべき当該年度の政務活動費の額から既に交付を受けた上半期に係る政務活動費の額を控除した額の相当額を、下半期に交付すべき政務活動費の額とする。

2 会派の代表者は、下半期の途中において議員が会派に所属したときは、前項の規定にかかわらず、当該議員が会派に所属した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当該月）10日までに、交付を受けるべき当該年度の政務活動費の額から既に交付を受けた当該年度の政務活動費の額を控除した額に相当する政務活動費の交付を、市長に請求するものとする。

3 市長は、前2項の請求があったときは、速やかに、会派の代表者又は議員に対し、当該請求に係る政務活動費を交付するものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第5条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保存）

第6条 条例第6条に規定する経理責任者又は議員は、政務活動費に関する支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成25年議会規則第1号）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付（変更）申請書、政務活動費交付申請異動届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動

費交付額決定（変更）通知書から適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の湖南省政務調査費の交付に関する規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付申請異動届、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付額決定（変更）通知書については、なお従前の例による。

付 則（平成28年規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

湖南省長 様

会派の名称

代表者氏名

㊟

(湖南省議会議員

㊟)

政務活動費交付(変更)申請書

湖南省議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項(第2項)の規定により、 年度  
政務活動費の交付を次のとおり申請します。

会 派 の 名 称	
代 表 者 氏 名	
経 理 責 任 者 氏 名	
結 成 ( 異 動 ) 年 月 日	年 月 日
所 属 議 員 数	人( 月1日現在)
所 属 議 員 氏 名	
交 付 申 請 額	円

備考 議員による申請は、交付申請額のみ記入すること。

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

湖南市長 様

会派の名称

代表者氏名

㊦

政務活動費交付申請異動届

年度政務活動費の交付申請について異動がありましたので、湖南市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 氏 名			
経 理 責 任 者 氏 名			
所 属 議 員 数	人	人	
所 属 議 員 氏 名			
交 付 申 請 額	円	円	

備考 異動のあった項目のみ記入すること。

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

様

湖南市長

印

年度政務活動費交付額決定(変更)通知書

湖南市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第3項の規定により、次のとおり 年  
度政務活動費の交付額を決定(変更)したので通知します。

金

円

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

湖南市長 様

会派の名称

代表者氏名

㊦

(湖南市議会議員

㊦)

年度政務活動費交付請求書

湖南市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第1項(第2項)の規定により、次のとおり 年度政務活動費(上半期・下半期)の交付を請求します。

金 円

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)